

<商品概要説明書>



(2023年3月27日現在)

商品名	教育資金贈与信託
ご利用いただける方	(1) 贈与者（贈与する方） 受贈者（贈与を受ける方）の直系尊属である個人の方 (2) 受贈者（贈与を受ける方） 教育資金の贈与を受ける30歳未満の個人の方 ※未成年者の方は、親権者の方にお手続きいただきます。 ※受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、お申し込みいただけません。
取扱店舗	個人営業支援部
サービス内容	当行は信託代理店として、教育資金贈与信託の商品説明や代理店契約先の信託銀行へ取次等をさせていただきます。 契約はお客様と信託銀行の間で締結させていただきます。
提携信託銀行	三井住友信託銀行と代理店契約を締結しております。
信託報酬 (消費税込み)	手数料は必要ありません。
その他	ご契約にあたっては所定の引受基準がございますので、ご希望にそいかなる場合がございます。